

1 趣 旨

平成25年4月1日から兵庫県に委託している社会福祉法人に関する事務について、平成27年度から本市で当該事務を行うこととし、事務委託の廃止を兵庫県と協議するため、地方自治法第252条の14第3項の規定により市議会の議決を求めるもの。

2 社会福祉法人の所轄庁

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第2次一括法)による社会福祉法の一部改正により、平成25年4月1日から県が所管する社会福祉法人のうち「主たる事務所が市の区域内にあって事業が当該市の区域を越えないもの」は、当該市が所轄庁となった。

3 所轄庁権限の事務委託の経緯

社会福祉法人の所轄庁権限の一般市への移譲に係る県・市連絡会議(平成24年6月)において、社会福祉法人の所轄庁権限については、住民に身近な行政サービスは基礎自治体である市が担うという権限移譲の原則に沿って対応することが基本であるが、

- ①法人の所管を市に移管する一方、市に所在する施設・事業所は県が所管するという制度的な不整合があること。
- ②市によっては、処理件数が少なく事務を行うには非効率で、人材育成に一定期間を要するなど、指導監督体制の確保等に課題があること。

から、地方自治法に基づく事務委託により、兵庫県が一時的に社会福祉法人に関する事務を行うことが提案された。

これを受け、本市においては平成25年4月から、兵庫県と規約を締結し、当該事務を委託している。

4 事務委託を廃止する理由

兵庫県が国に確認したところ、施設・事業所に関する権限が市に早期に移譲されないことが判明したこともあり、兵庫県は平成25年度第1回県・市町懇話会において、平成26年度末をもって事務委託を廃止する方向に変更した。

これを受け、本市としても、平成26年度末をもって当該事務委託を廃止しようとするものである。

5 主な事務委託の内容

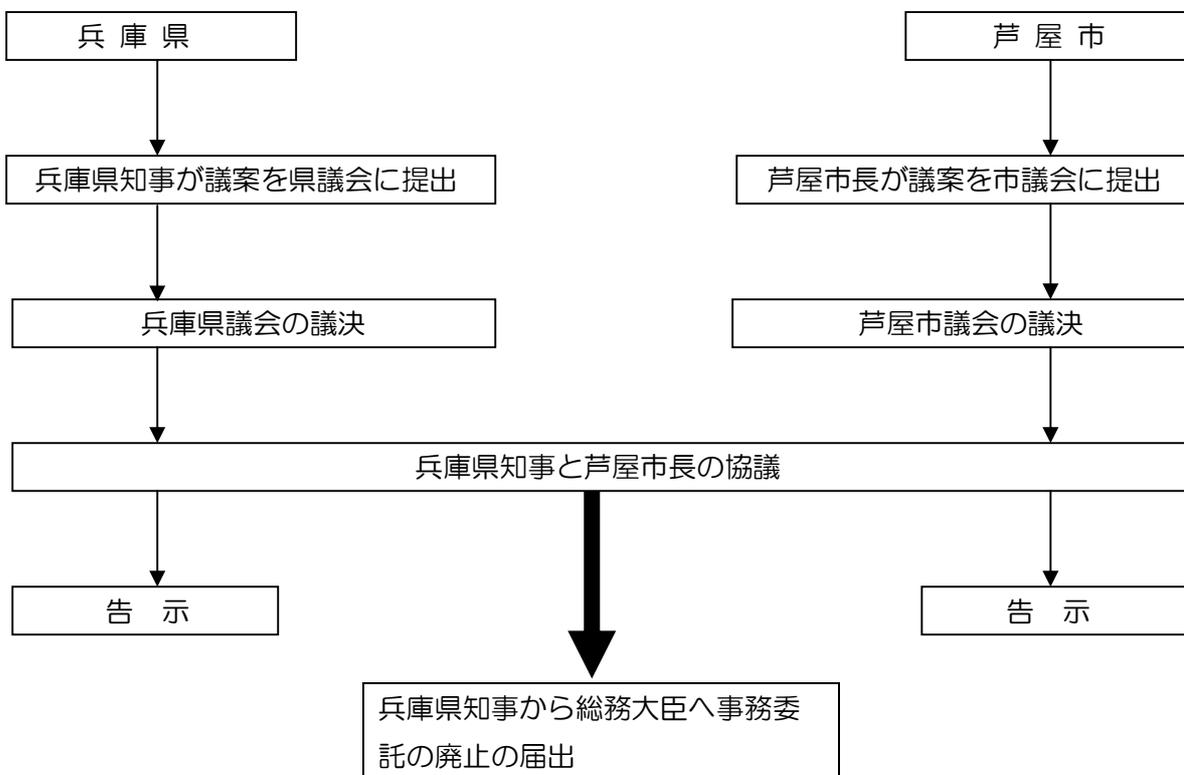
- ①法人の設立認可
- ②仮理事の選任
- ③定款変更の認可又は届出の受理
- ④法人の合併の認可
- ⑤法人の指導監査

- ⑥現況報告書の受理
- ⑦社会福祉法人台帳の整備
- ⑧基本財産の処分又は担保提供の承認

6 本市が所管する社会福祉法人

	法人名称	所在地	種 型
1	芦屋あゆみ会	東山町 30-3	保育所
2	芦屋こばと福祉会	若宮町 3-17	保育所
3	芦屋市社会福祉協議会	呉川町 14-9	社会福祉協議会
4	芦屋なかよし福祉会	春日町 3-2	障がい福祉
5	芦屋みどり福祉会	陽光町 4-60	障がい福祉
6	芦屋メンタルサポートセンター	呉川町 14-9	障がい福祉
7	かんでん福祉事業団	浜町 12-3	老人福祉
8	さくら福祉事業会	大柵町 2-15	保育所
9	のぞみ会	浜風町 31-2	児童福祉

7 事務委託の廃止の流れ



社会福祉法人に関する事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 社会福祉の増進に資するため、芦屋市は、社会福祉法人に関する次に掲げる事務の管理及び執行を兵庫県に委託し、兵庫県はこれを受託する。

(1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第6章及び社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）第11条の規定により市長の権限に属する事務

(2) 前号に掲げる事務に付帯する事務

(管理及び執行の方法)

第2条 委託事務の管理及び執行については、兵庫県の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによる。

(経費の負担)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、芦屋市の負担とする。

2 前項の経費の額並びにその支払時期及び支払方法は、兵庫県知事が芦屋市長と協議して別に定めるものとする。

(予算の計上)

第4条 兵庫県知事は、委託事務に係る収入及び支出については、兵庫県歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

(決算の場合の措置)

第5条 兵庫県知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算のうち委託事務に関する部分を芦屋市長に通知するものとする。

(連絡会議)

第6条 兵庫県知事は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、芦屋市長と連絡会議を開催するものとする。

(条例等改正の場合の措置)

第7条 委託事務について適用される条例等の全部又は一部が改正された場合においては、兵庫県知事は、直ちに改正後の当該条例等を芦屋市長に通知しなければならない。

(廃止による決算等の措置)

第8条 委託事務を廃止した場合は、兵庫県知事は、当該廃止の日をもって委託事務の管理及び執行に要する収支を打ち切り、決算するものとする。この場合における処理については、兵庫県知事と芦屋市長とが協議して定めるものとする。

(補則)

第9条 この規約に定めるものを除くほか、委託事務の管理及び執行について必要な事項は、兵庫県知事と芦屋市長とが協議して定めるものとする。

附 則

この規約は、平成25年4月1日から施行する。